

「げんき法人認定制度」の評価項目

2026.9.1

＜必須項目＞①～⑫全項目の実施が必須

①健康宣言の社内・社外への発信	組織として従業員の健康管理に取り組むことを社内・社外へ宣言し周知していること（掲示板やホームページ等活用）
②事業主自身の健診受診	事業主は年1回定期的に健診を受診していること
③健康づくり担当者の設置	健康経営を組織全体で取り組むために事業主と連携して健康保持・増進を推進する担当者を任命していること
④従業員の健康診断の実施	直近の健診受診率が100%であること
⑤従業員の健康診断データを 埼玉土建国保へ提供 (協会けんぽ加入者も対象)	従業員はすべて埼玉土建国保の集団健診・人間ドックを受診している、または健康診断結果表提出補助制度を利用し、埼玉土建国保へ健康診断データを提出していること
⑥受診勧奨の取り組み (右記項目の少なくとも1項目以上)	・再検査または精密検査が必要な従業員に対して受診報告を義務化していること ・二次受診（再検査等）やがん検診等の任意健診に要する時間の出勤認定や特別休暇付与など受診を促す制度があること ・二次受診やがん検診の費用補助またはインセンティブ付与を会社で実施していること（土建国保、共済、保険会社等の制度は不可）
⑦健康課題に基づいた目標の設定	従業員の健康課題を踏まえ、健康保持・増進、過重労働防止等に関する計画を策定し、目標の期限や達成スケジュールを具体的な数値で定めていること
⑧特定保健指導の実施	事業主または健康づくり担当者が、従業員に特定保健指導を周知し、管理職に対して特定保健指導の重要性を伝え、業務上の配慮をするよう指導を行っていること
⑨受動喫煙防止の取り組み	敷地内禁煙、屋内全面禁煙、敷地内または屋内での空間分煙のいずれかに該当し、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙がもれないように措置を講じていること
⑩喫煙率低下への取り組み (右記項目の少なくとも1項目以上)	・禁煙または禁煙継続を促す社内イベントを実施していること（禁煙月間・禁煙デー等） ・就業時間中禁煙の制度化や喫煙可能な時間を制限していること ・たばこの健康影響についての教育・研修を実施していること ・非喫煙者に対して継続的なインセンティブの付与をしていること ・禁煙達成者に対する表彰やインセンティブの付与をしていること ・禁煙外来治療費の補助を実施していること
⑪健康経営の評価・改善	事業所で実施した取り組み内容を評価し、改善方法について検討していること
⑫法令遵守・リスクマネジメント	定期健診を実施していること、50人以上の事業所においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと

<選択項目>※①～⑦のうち2項目以上の実施が必要

①管理職又は従業員に対する教育機会の設定 (右記項目の少なくとも1項目以上)	・月1回以上、健康づくり担当者が回覧等により健康をテーマとした情報を従業員に周知していること（掲示による周知は不可） ・従業員または管理職に対して社内で研修を実施していること ・従業員または管理職に対して社外の研修に参加させていること（研修内容は、ヘルスリテラシー、ワークライフバランス、生活習慣病予防、健康増進、筋骨格系の症状予防、心の健康保持・増進、感染症予防、過重労働対策等）
②ワークライフバランスの実現に向けた取り組み (右記項目の少なくとも1項目以上)	・時間単位での年次有給休暇（半休は除く）の取得可制度があること ・任意のタイミングで所得できる有給の特別休暇制度があること（例）リフレッシュ休暇、ボランティア休暇等 ・年次有給休暇の法定（年5日）を超えた取得を従業員や管理職の評価項目に設定していること ・フレックスタイム制度または時差出勤制度を導入していること
③仕事と育児または介護の両立支援の取り組み ※法定を超える取り組みが評価対象 (右記項目の少なくとも1項目以上)	・両立支援に関する相談窓口を社内・社外に設置していること ・育児との両立に関する研修を実施していること ・育児で利用できる法定以外の特別休暇を導入していること ・育児で利用できる法定休業、休暇、勤務制度の対象期間を拡大していること ・障害を持つ子供を持つ従業員への支援を実施していること ・アンケートや聴取により、従業員の現在・将来的な介護の実施状況、課題等を確認・把握していること ・介護に関する相談窓口を設置し、活用事例等を伝えていること ・育児介護休業法等の法定義務を超えた休業・休暇日数を付与していること（参考：介護休業法定93日まで、介護休暇法定5日まで） ・介護関連の公的サービスに加え、保険外サービス等も情報提供できる相談先（公的窓口や介護専門資格保有者等）を紹介していること
④コミュニケーションの促進 (右記項目の少なくとも1項目以上)	・コミュニケーション促進を目的としたイベントを実施していること（例）社員旅行や運動会、家族交流会、誕生日等 ・SNS等のコミュニケーション促進ツールを活用していること ・同好会やサークル等を設置していること
⑤がん等の私病等に関する復職・両立支援の取り組み (右記項目の少なくとも1項目以上)	・仕事と治療の両立支援の具体的な対応方法、事業所内のルール（不利益防止等）について規定に盛り込み、従業員に周知していること ・年次有給休暇以外で両立支援に活用できる休暇制度や勤務制度があること（例）病気休暇、短時間勤務、時差出勤等 ・休業期間中や復職後における相談窓口が設置されていること ・不妊治療に対する支援を行っていること（通院の有給特別休暇付与等、性別を問わない支援） ・保険加入による治療費や休業補償等の金銭補助を行っていること（埼玉土建国保からの傷病手当金等は除く）
⑥女性の健康保持・増進に向けた取り組み (右記項目の少なくとも1項目以上)	・妊娠中の従業員に対する業務上の配慮を社内規定に明文化し周知していること（健診や休憩時間の確保、通勤負担の緩和等） ・生理休暇等を取得しやすい環境を整備していること ・保健師等の女性の健康専門相談窓口を社外に設置していること ・女性の健康問題課題等に関する研修・セミナーを実施していること ・婦人科健診・検診受診に対する就業時間の認定や有休の特別休暇付与制度または金銭補助の制度を導入していること ・更年期症状や更年期障害の改善に向けた支援を行っていること（例）通院の有給特別休暇付与等 ・女性の健康づくりを推進する部署等を設置していること
⑦高齢従業員の健康や体力の状況に応じた取り組み (右記項目の少なくとも1項目以上)	・短時間勤務、勤務日数、残業や休日勤務の免除等を従業員自身が選択できる制度を整備していること ・フレックスタイム、時差出勤、自宅から近い勤務地への配置転換、テレワーク等体力面や通勤負担への配慮を行っていること ・加齢による運動機能のチェックを定期的の実施していること ・身体機能を補う設備・装置の導入や職場改善を行っていること ・高齢従業員がいない

＜選択項目＞※⑧～⑫のうち2項目以上の実施が必要

⑧食生活の改善 (右記項目の少なくとも1項目以上)	・自動販売機等の飲料内容が無糖や低糖・低カロリーの商品に変更していること ・健康に配慮した食品等の現物支給を実施していること ・食生活改善に向けた全社的な取り組みを実施していること ・食生活改善のアプリ提供やカロリー記録等のサポートを実施していること ・社員食堂や仕出し弁当等を活用し、健康に配慮した食事（専門職が栄養管理している等）を提供していること
⑨運動機会の増進 (右記項目の少なくとも1項目以上)	・コバトン ALK00 マイレージに従業員の半数以上参加していること ・徒歩通勤や自転車通勤のための支援や働きかけを行っていること ・職場において集団で運動を行う時間を設けていること (例) ラジオ体操やストレッチ、ヨガ等 ・会社でスポーツイベントの開催または参加補助を行っていること ・運動機能チェックができる機会を定期的に提供していること ・職場外のスポーツクラブとの提携や費用補助を行っていること
⑩長時間労働の予防と事後対応 (A、Bそれぞれ1項目以上)	【A】労働時間の適正化 ・就業時間外の業務対応依頼、顧客対応禁止をルール化していること（就業後や休日に、業務に関連した社内従業員や顧客との連絡を禁止） ・時間外労働時間の削減または適正な水準の維持を管理職または一般従業員の評価項目に設定していること ・勤務間インターバル制度を設けていること 【B】一定の基準を超えた長時間労働者に対する対応 ・健康づくり担当者と本人の面談を行っていること ・本人の上長に対して健康づくり担当者から面談を行っていること ・法令を超える基準による、本人に対する医師の面接や指導を実施していること（本人の申し出のみによる面接指導は対象外） ・長時間労働者（一般従業員または管理職）に対して、時間外労働の制限（休日取得強制・出社制限等）を一律に実施していること ・長時間労働者はいないが、具体的な対応策を策定していること
⑪心の健康保持・増進に関する 取り組み (右記項目の少なくとも1項目以上)	・心の健康保持増進に関して社内・社外の相談窓口を設置し、周知していること ・従業員とその上長との1対1の個別面談等を定期的に行っていること（人事目標や考課面談は除く） ・従業員にとって安心かつ快適な職場環境の整備について、管理職等を評価する仕組みがあること（従業員による360度評価制度等） ・不調者に対して外部 EAP（従業員支援プログラム）機関等と連携した復職サポート体制が構築されていること
⑫感染症予防に関する取り組み (右記項目の少なくとも1項目以上)	・換気設備の整備や換気ルールの導入を行う等、職場の環境整備を行っていること ・インフルエンザ等の予防接種費用を会社が補助していること（一部負担の場合も含む） ・インフルエンザ等の予防接種を社内で行っていること ・予防接種時間の就業時間認定、有給の特別休暇付与を実施していること（家族が予防接種を受ける際の付き添いも含む）